

平成20年1月18日
防衛省

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会ヒアリング資料

1 現行の支給制限・返納等の運用状況と制度について

- 運用上の問題はなし

2 支給制限・返納等の制度上の問題点と実際の対応状況

(1) ア 前事務次官の退職手当に関する事実関係

- 平成19年 8月 退職
- 平成19年 9月 退職手当支給
- 平成19年11月 逮捕（収賄容疑）
- 平成19年12月 起訴（収賄罪）、再逮捕（収賄容疑）
- 平成20年 1月 追起訴（収賄罪）

イ 元防衛施設庁技術審議官の退職手当に関する事実関係

- 平成17年 8月 退職・退職手当支給（勧奨）
- 平成18年 1月 逮捕（競売入札妨害容疑）
- 平成18年 2月 起訴（競売入札妨害罪）
- 平成18年 3月 追起訴（競売入札妨害罪）
- 平成18年 7月 懲役1年6月の実刑判決→控訴
- 平成19年 1月 控訴棄却→上告
- 平成19年 2月 上告取り下げ（刑が確定）
- 平成19年 3月 退職金返納

(2) 論点

- 退職手当を自主返納することは個人の寄付行為となることから、その後禁錮以上の刑が確定した段階で新たに退職手当の返納手続が開始される。
- 現在の退職手当の返納規定には自主返納された金額との相殺規定が存在しないため、自主返納した後に禁錮以上の刑が確定すると、結果的に受領した退職手当以上の金額を支払わなければならないこととなる。

3 支給制限・返納等の制度改正にあたっての要望事項

(1) 2の場合における相殺規定

- 仮に自主返納によらざるを得ない場合にあっては、自主返納を行う際には受領した退職手当をもって返納することとなるため、禁錮以上の刑が確定した場合の退職手当の返納額とは相殺規定を設けることも一案かと思料。

(2) 死亡職員に対する支給

- 被疑者死亡の際に支給制限を設ける場合において、職務中の航空機や艦艇、車両の操縦、操舵、運転の際、過失による事故で、禁錮以上の刑に相当する場合における退職手当の支給制限は、十分に検討されるべき問題であると認識。

4 その他

- 被疑者が死亡している場合の非違行為の認定
- 被疑者が死亡している場合の遺族への返納請求手続
- 退職者管理の方法